

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

平成30年11月21日

諮問の概要

- 平成27年の電気通信事業法等の一部を改正する法律において、**法律の施行(平成28年5月21日)から3年後にその施行状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。
- **情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化**していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における**競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直し**が急務となってきた。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、平成27年改正法の施行状況を含め、**これまでの政策について包括的に検証**した上で、**2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について諮問**を行う。

答申を希望する事項

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| (1) 通信ネットワーク全体に関するビジョン | (5) モバイル市場の競争環境の確保の在り方 |
| (2) 通信基盤の整備等の在り方 | (6) 消費者保護ルールの在り方 |
| (3) ネットワーク中立性の在り方 | (7) その他必要と考えられる事項 |
| (4) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 | |

スケジュール

- 2019年6月を目途に中間答申、同年12月を目途に最終答申を希望。

2030年頃を見据えたネットワーク構造や市場構造の変化を基に競争ルールの在り方を検討

コンテンツ・アプリケーションレイヤ

プラットフォームレイヤ

ネットワークレイヤ

端末レイヤ

・プラットフォーム事業者の事業多角化(垂直統合化)の進展

- プラットフォームサービスによる利用者情報の適切な取扱い
- 国外に拠点を設置する事業者に対するルールの在り方
- プラットフォームが市場競争や利用者保護に与える影響の評価

プラットフォームサービスに関する研究会

インターネット

・リッチコンテンツの急増

- ビッグデータに対応したネットワークコスト負担の在り方
- ネットワークの利用の公平性の確保(ゼロレーティング等の妥当性)

ネットワーク中立性に関する研究会

キャリアネットワーク

・フルIP網への完全移行
・SDN/NFVの実装
・固定網と移動網の融合

- IoT化の進展やネットワーク構造の変化を踏まえた競争ルールの見直し
- フルIP化等を踏まえたユニバーサルサービス制度の見直し
- モバイル市場の競争促進

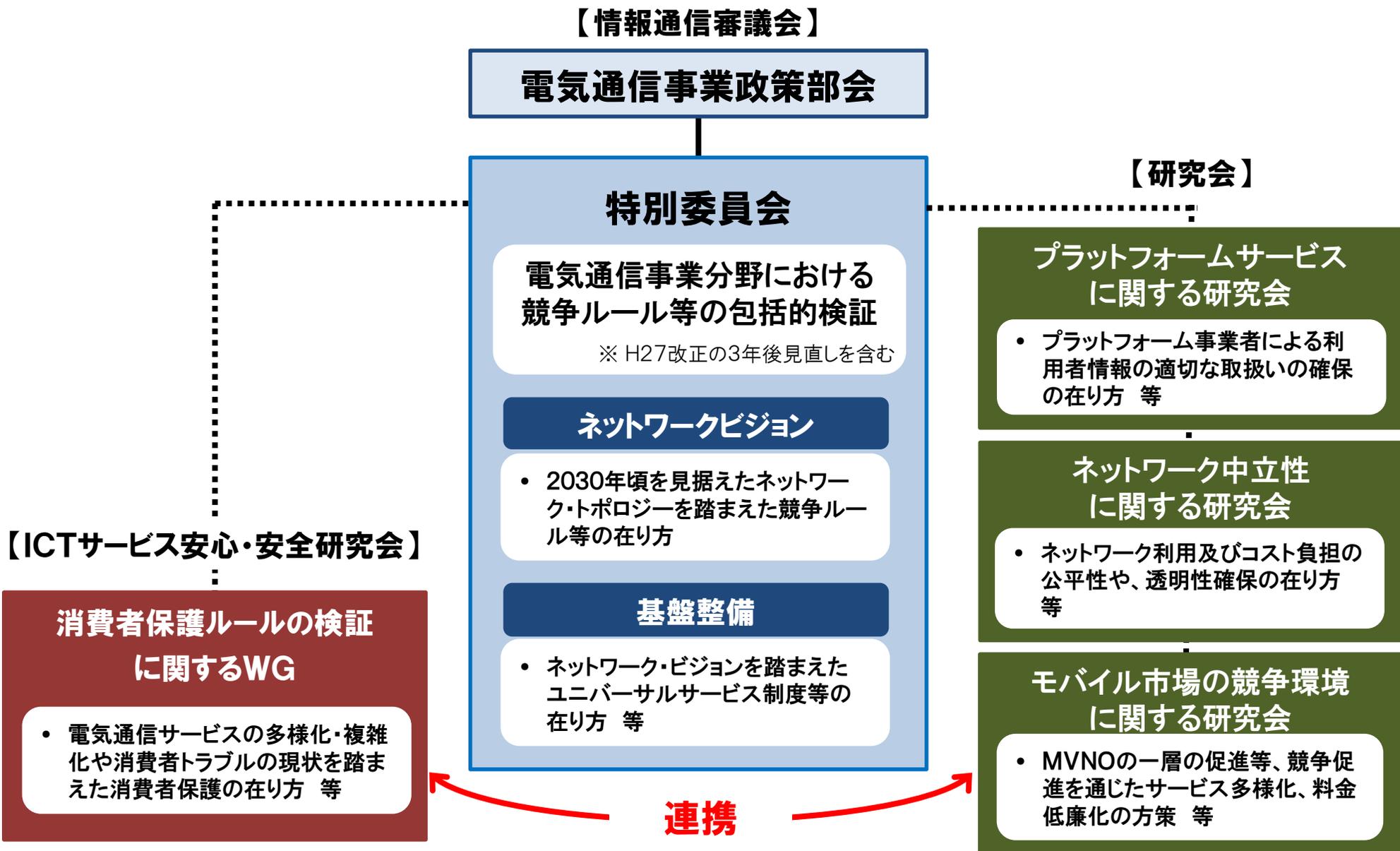
包括的検証に関する特別委員会

モバイル市場の競争環境に関する研究会

・複雑化するサービス構造への対応困難化

- 消費者保護の確保

消費者保護ルールの検証に関するWG



特別委員会・各研究会等における検討内容について

【情報通信審議会】

電気通信事業政策部会

特別委員会

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

※ H27改正の3年後見直しを含む

ネットワークビジョン

- 2030年頃を見据えたネットワーク・トポロジーを踏まえた競争ルール等の在り方

基盤整備

- ネットワーク・ビジョンを踏まえたユニバーサルサービス制度等の在り方 等

【研究会】

プラットフォームサービスに関する研究会

- プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方 等

ネットワーク中立性に関する研究会

- ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や、透明性確保の在り方 等

モバイル市場の競争環境に関する研究会

- MVNOの一層の促進等、競争促進を通じたサービス多様化、料金低廉化の方策 等

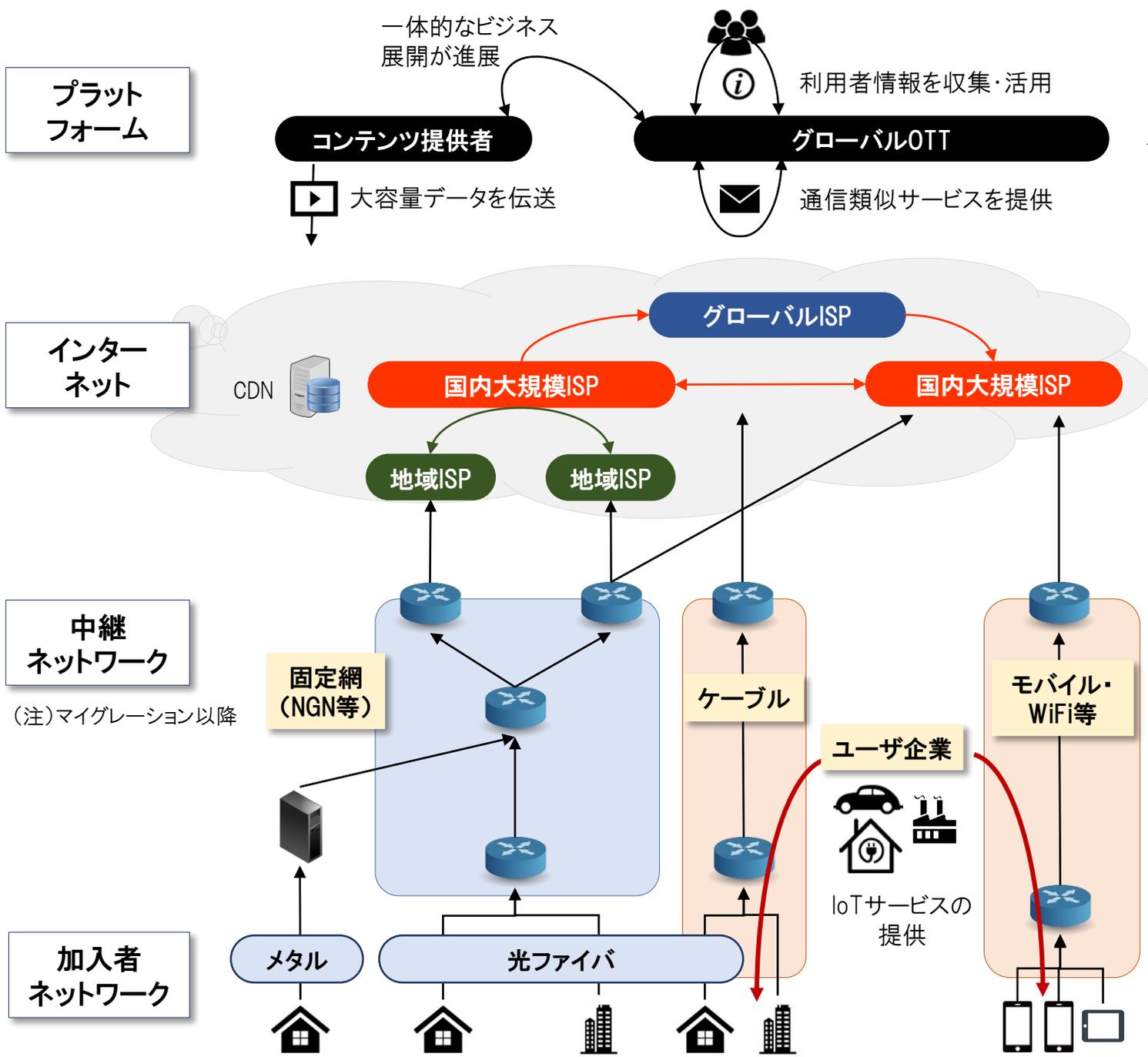
【ICTサービス安心・安全研究会】

消費者保護ルールの検証に関するWG

- 電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえた消費者保護の在り方 等

連携

ネットワーク・トポロジーについて 〈全体概要〉



想定される課題例① プラットフォーム

- プラットフォームサービスによる利用者情報の適切な取扱い
- 国外に拠点を設置する事業者に対するルールの在り方
- プラットフォームが市場競争、利用者保護に与える影響の評価 等

想定される課題例② インターネット(ネットワーク中立性)

- ビッグデータ時代のネットワーク・コストの適切な負担の在り方
- ゼロレーティング等新たなビジネスモデルに対するルールの在り方
- 「自律・分散・協調」による持続的な発展の確保 等

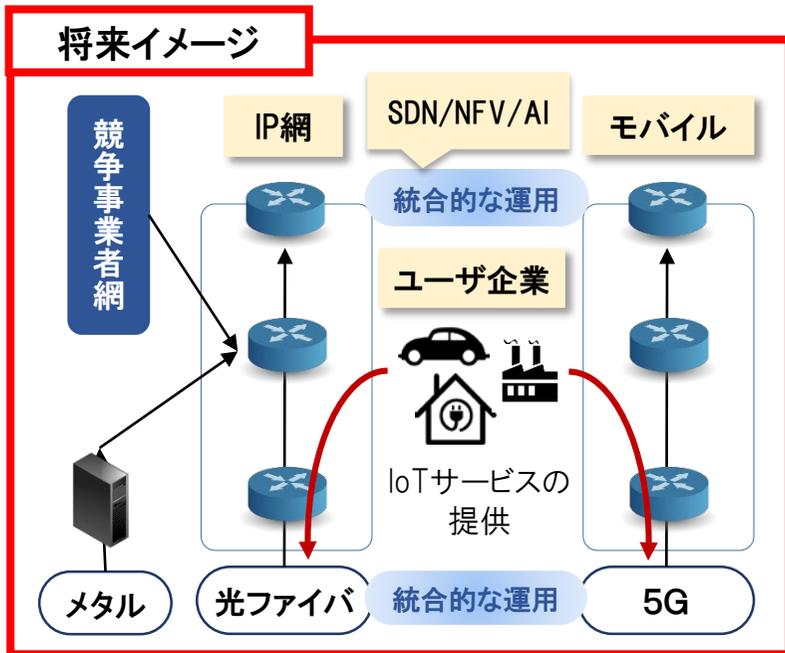
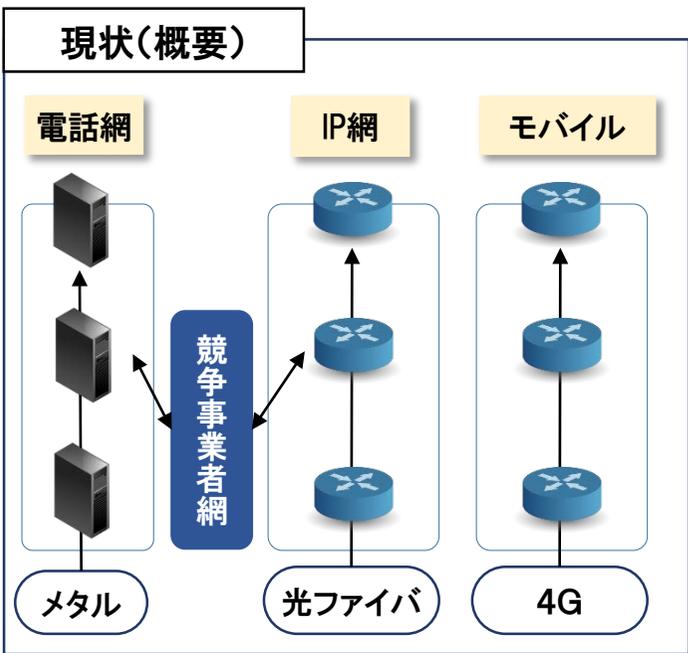
想定される課題例③ キャリア・ネットワーク

- MVNOの促進等モバイル市場における競争環境の一層の促進
- IoTの普及等サービス提供主体の多様化を踏まえた次世代の基幹ネットワークの在り方や競争ルールの見直し
- 5G、フルIP化等を踏まえたユニバーサルサービス確保の在り方

想定される課題例④ ユーザ

- サービスの多様化等を踏まえた適切な消費者保護の在り方 等

- 現在、NTT東西の電話網は、他事業者向けのハブ機能等の社会的役割を果たしているが、中継網のフルIP化に伴い、**NTT東西が果たしてきた役割について、維持や見直し等について検討が求められている**。また、特定の汎用設備を複数の用途に用いることにより、**ネットワークの統合的な運用や目的に応じた柔軟な利用が可能となる**。
- SDN/NFV等の仮想化技術の実装が進展することにより、ネットワーク機能をソフトウェアにより柔軟に制御可能となることから、**ネットワーク管理において、設備を設置する電気通信事業者とIoTサービスを提供するユーザ企業等との協調が拡大する**。



- ### 2030年までに想定される変化シナリオ
- フルIP化により、**NGNの位置づけが変化するのではない**か。
 - 仮想化により、多様なニーズに応じた**柔軟なサービス設定が可能になるのではない**か。
 - **5Gの進展により、固定と移動サービスの融合が一層進展する**のではないか。

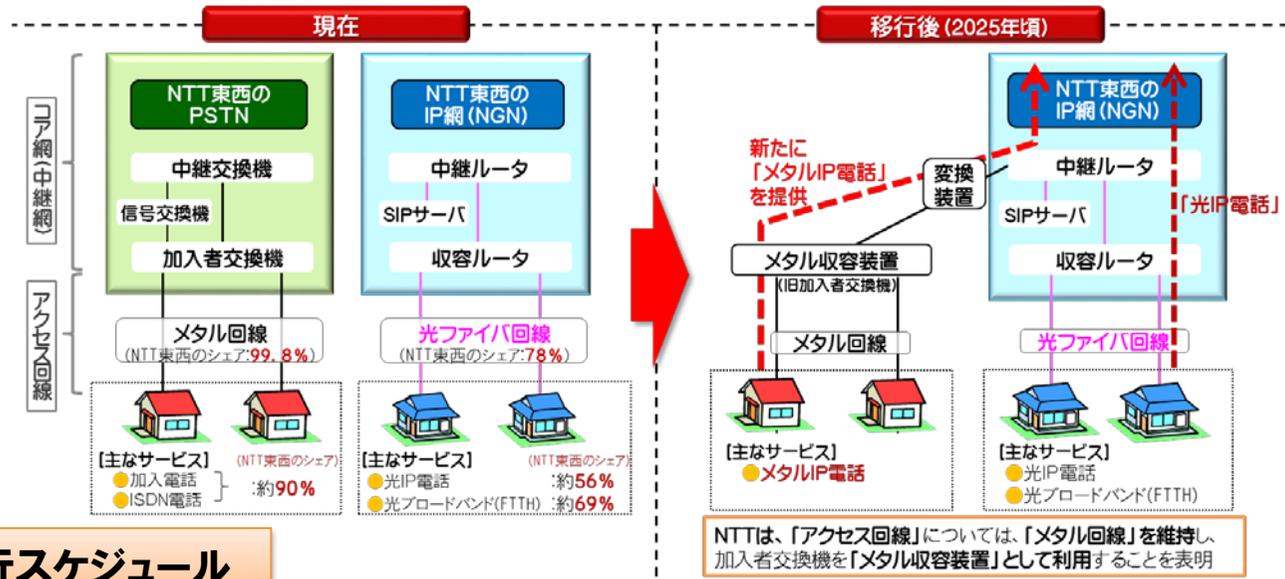
※大胆な仮説に基づく想定シナリオであることに注意。

ネットワークの未来像を見据えた検討課題(案)

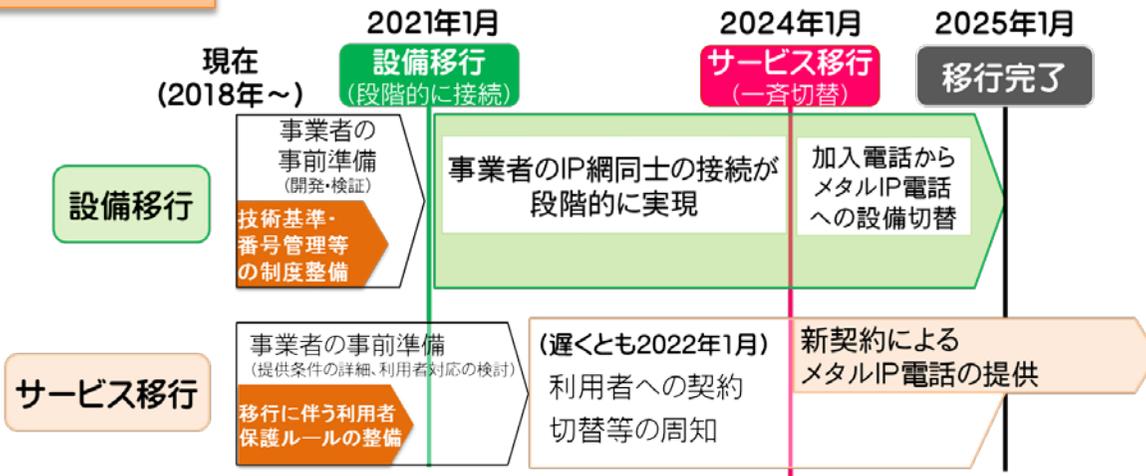
- ✓ IoTサービスの進展を踏まえた**新たな競争政策の在り方**(例: **次世代の基幹網の在り方**、多様なニーズに対応する**MVNOの促進**、**ユーザ企業等の役割増大**を踏まえた規律の確保)
- ✓ サービスの複雑化、提供主体の多様化を踏まえた**消費者保護ルール**の在り方
- ✓ IP化・仮想化により「設備」と「役務」「機能」の関係が相対化することに伴う**安全性・信頼性の確保**の在り方
- ✓ 5Gの進展等、無線サービスの利用拡大等を踏まえた、**ユニバーサルサービス制度**の在り方

■ NTTは2025年に固定電話網(PSTN)をIP網へ移行する計画を発表。メタル回線を用いた音声通信もIP網に收容され、ネットワークのフルIP化の実現が見込まれる。これに対応した規制制度の見直し(例えばユニバーサルサービス制度)が必要。

NTTが発表した固定電話網の移行の概要

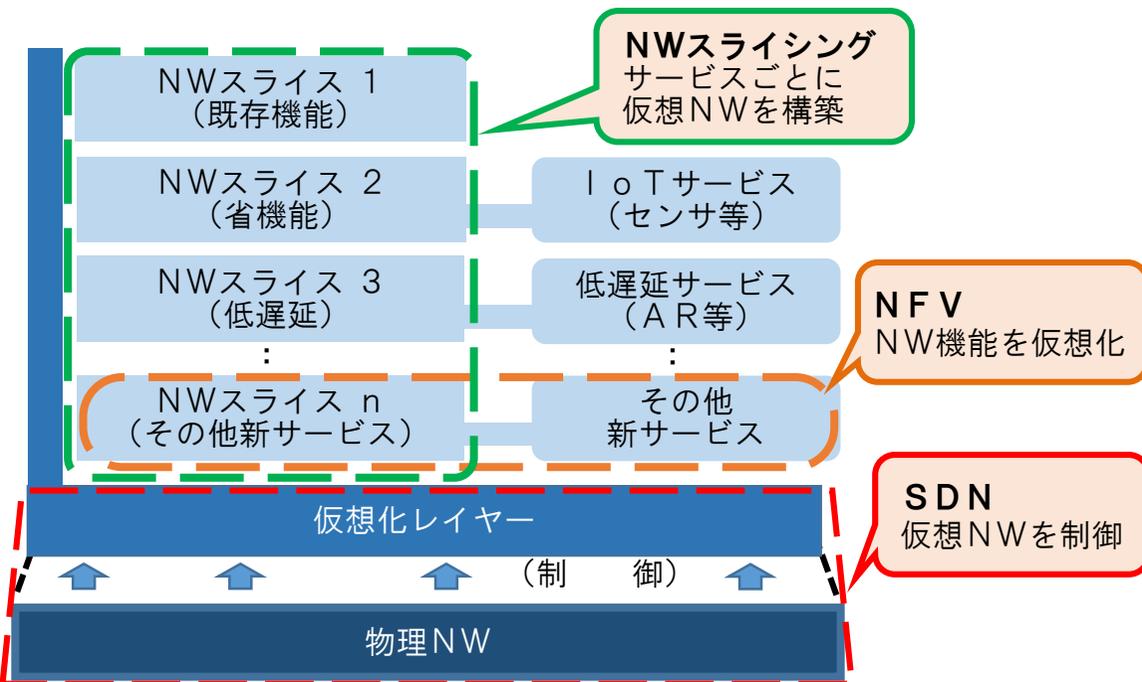


固定電話網の移行スケジュール



- ネットワーク(NW)仮想化とは、物理ネットワークの機器・機能等を仮想化し、ソフトウェア等を通じて柔軟に機能や用途、性能を改変する等の運用を行うことを指す。
- とりわけ、2030年の情報通信環境の急激な変化(トラヒックの増大、IoT端末の増加等)に対応する観点からは、柔軟なネットワーク構成を可能にする仮想化が求められている(例:NFV、SDN、ネットワークスライシング等)。
- ネットワーク仮想化のメリットとして、①柔軟なネットワークの実現、②効率的なネットワークの実現等に資する点が挙げられる。

NW仮想化に関連する技術(例:NFV、SDN、NWスライシング)



(ネットワーク仮想化のメリットの例)

柔軟なネットワークの実現

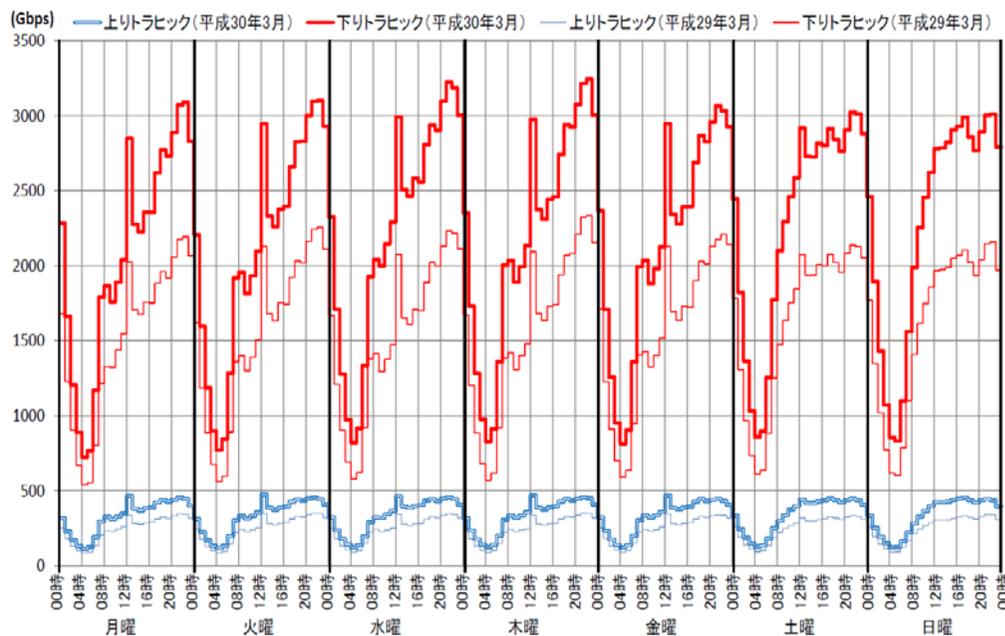
IoTサービスの異なる要件に対応し、ネットワーク構成要素(設備等)を柔軟に組み合わせることが可能となり、サービスにあったネットワーク運用・管理を迅速に提供可能となる。

効率的なネットワークの実現

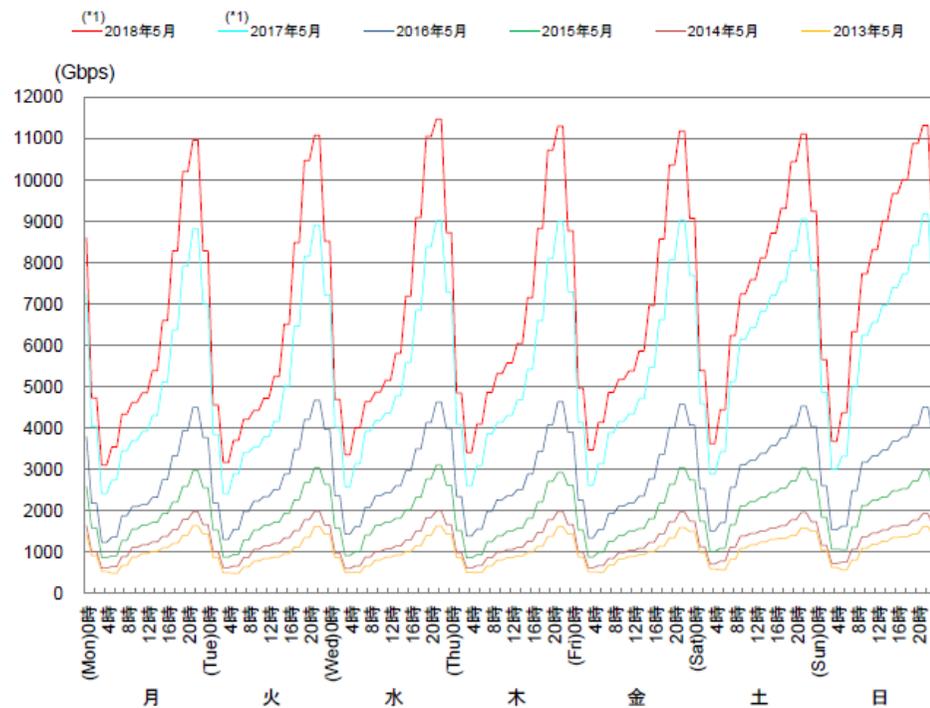
トラヒック需要の一時的・局所的な高まり等に対し、余剰なネットワーク設備を柔軟に充てることが可能となる等、ネットワーク全体を効率的に運用可能となる。

- 今後、動画配信の拡大や新たなサービスの進展に伴い、トラフィックの動的变化の幅はより大きくなる可能性。
- このため、設備を物理的に増強し続けることには限界があるため、既存の設備を活用し、ソフトウェア等によるネットワーク制御の柔軟化を実現する仮想化が必要。

移動通信トラフィックの曜日別変化(過去2年分)

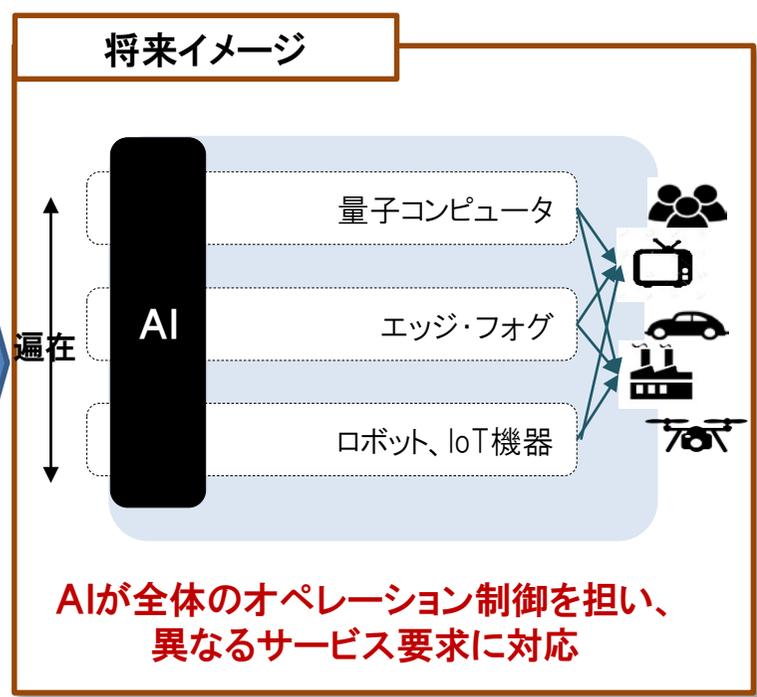
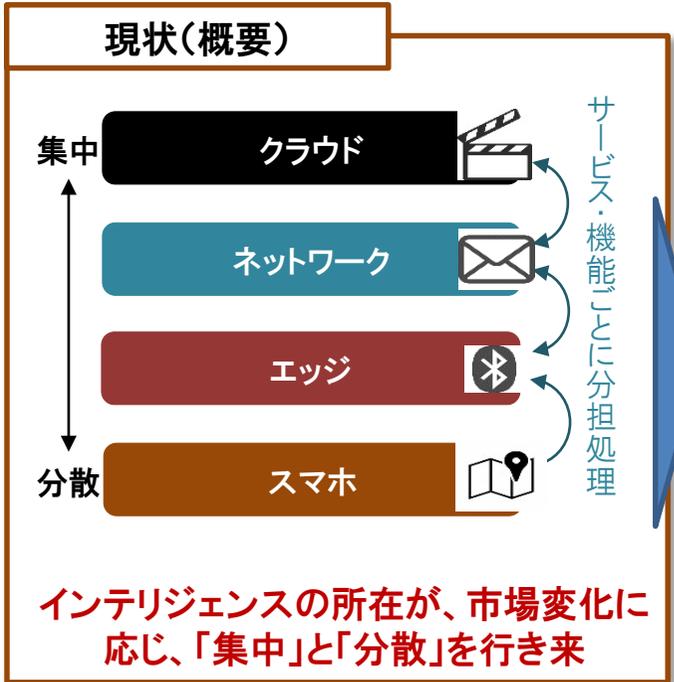


固定通信トラフィックの曜日別変化(過去5年分)



(出典)総務省作成「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果(2018年5月分)」

- ネットワークの運用・管理の主体(インテリジェンス)は、データ処理の場所・手法に応じて、上流で一括処理する「集中」と末端で自律処理する「分散」を繰り返してきており、現在、大容量データの効率的な処理を可能とするクラウドによる「集中」から、IoT時代の多様なニーズに迅速に対応可能なエッジコンピューティング等による「分散」へと移行しつつあるとも言われる。
- 今後、あらゆるモノがつながることで経済成長や社会課題の解決につながる「Society5.0」時代を迎え、「あらゆるモノ」(人、機器、インフラ等)からの「あらゆる要求」(大容量、低遅延等)にダイナミックに対応する高性能のネットワークが求められることから、インテリジェンスが各レイヤに遍在し、AIにより自動制御される「ヘテロジニアス」なネットワーク環境が到来する。

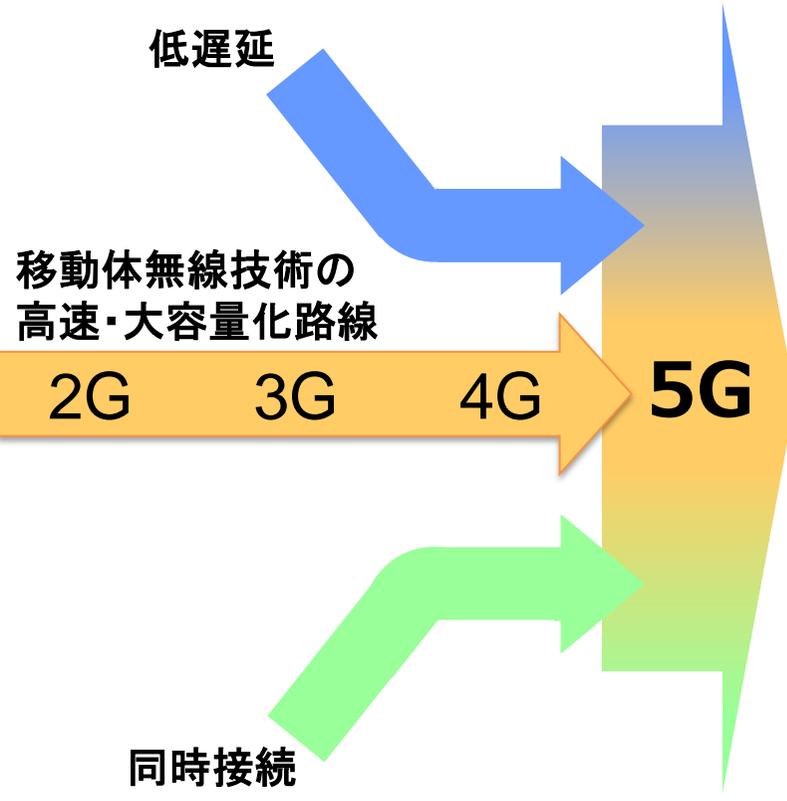


- 2030年までに想定される変化シナリオ**
- 通信ネットワークがエコシステムの一部に組み込まれ、モジュール化するのではないか。
 - オペレーション制御において、A能力が市場支配力を決定づけるのではないか。
 - インテリジェンスの遍在により、セキュリティの脅威が増大するのではないか。

<5Gの主要性能>

超高速	➔	最高伝送速度 10Gbps
超低遅延		1ミリ秒程度の遅延
多数同時接続		100万台/km ² の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤



超高速

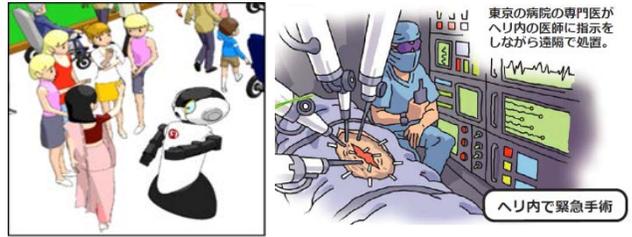
現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード(LTEは5分)

超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

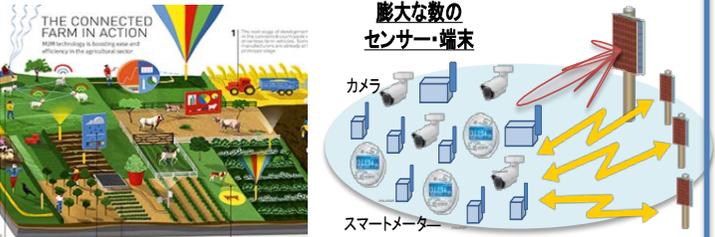


ロボットを遠隔制御

⇒ ロボット等の精緻な操作(LTEの10倍の精度)をリアルタイム通信で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続



⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続(LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

■ 一般論としては無線通信技術の進展に伴い電波は**周波数が高くなればなるほど伝送できる情報量が増え、高速伝送が可能となるが**、直進性が高まり、遮蔽物などを避けることが難しくなるため、**長距離通信に適さなくなる**性質がある。

→高周波数を用いる5Gも、たとえば、屋内利用を実現するため、部屋毎に基地局を設置する等の必要が生じる(**稠密な基地局整備が不可欠**)。

→また、5Gによる超高速サービスを可能とするためには、基地局まで光ファイバを敷設する等の必要が生じる。**(広範囲のブロードバンド整備が不可欠)**。

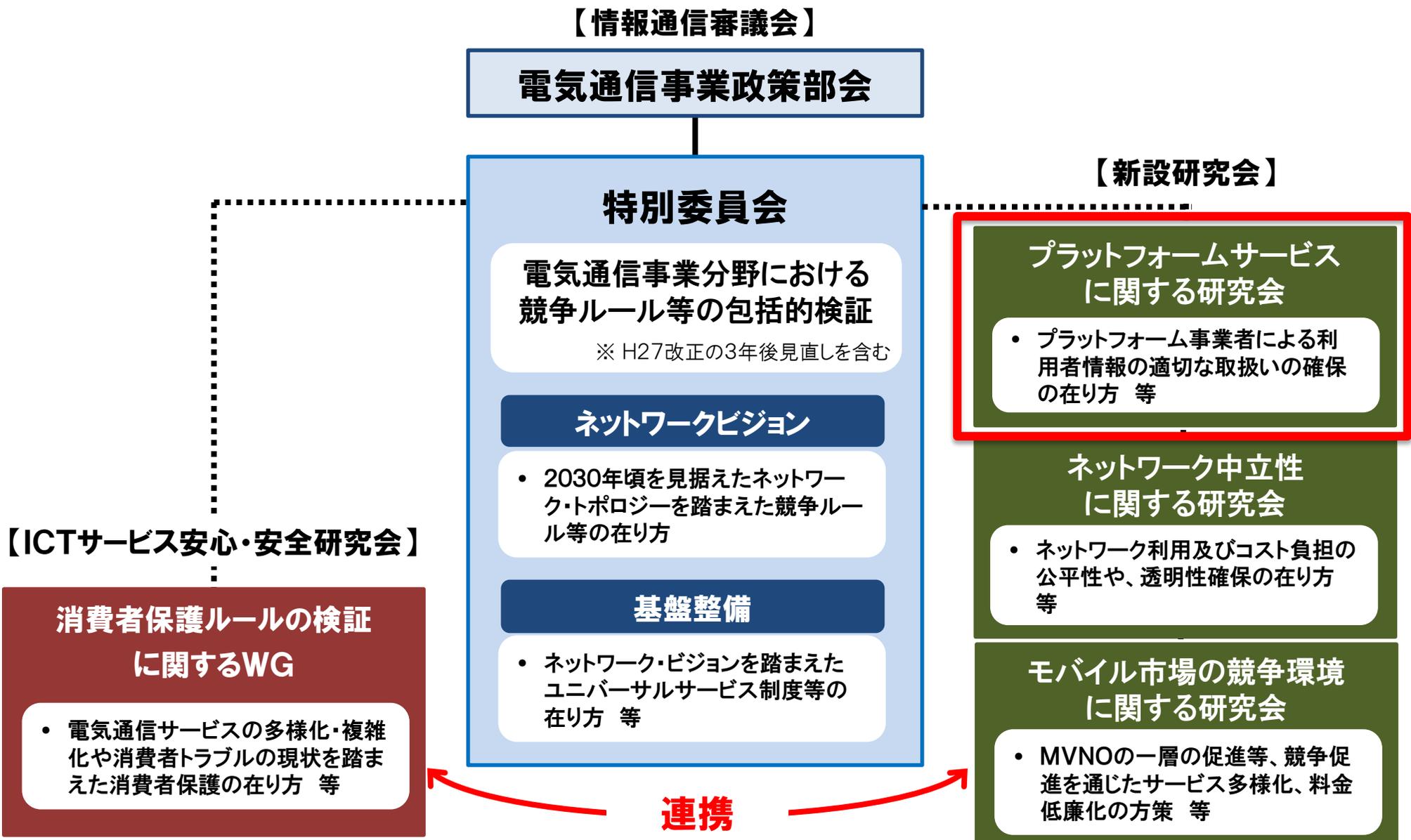
周波数	700MHz	800MHz	900MHz	1.5GHz	1.7GHz	2GHz	3.4GHz	3.5GHz	3.7GHz 4.5GHz 28GHz
世代		第3世代 第3.5世代 第3.9世代	第3.5世代 第3.9世代	第3.5世代 第3.9世代	第3.5世代 第3.9世代 第4世代	第3世代 第3.5世代 第3.9世代	第4世代	第4世代	第5世代 (割当予定)



小さい情報量
低い直進性(長距離に適す)

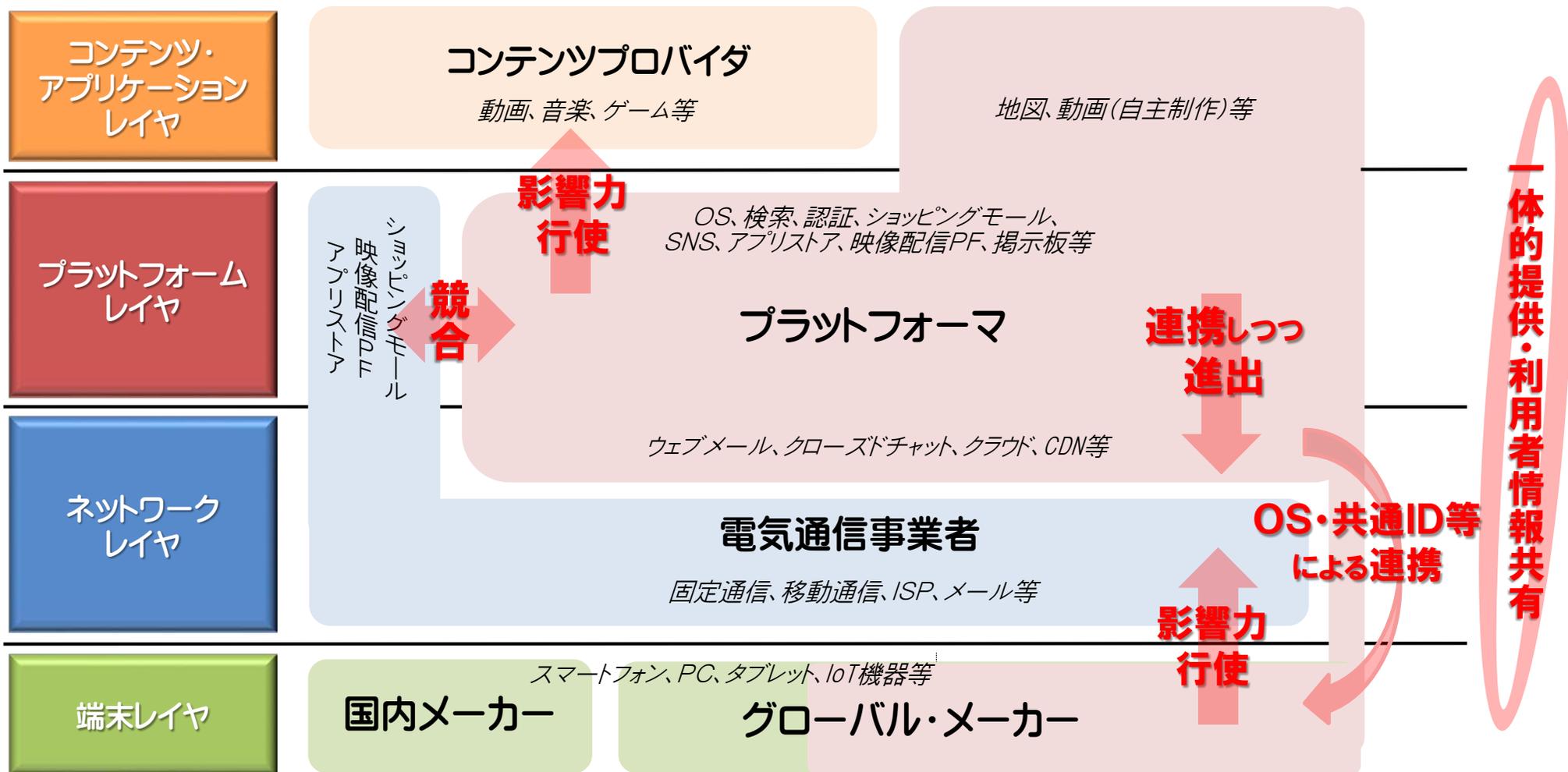


大きい情報量
高い直進性(長距離に不適)



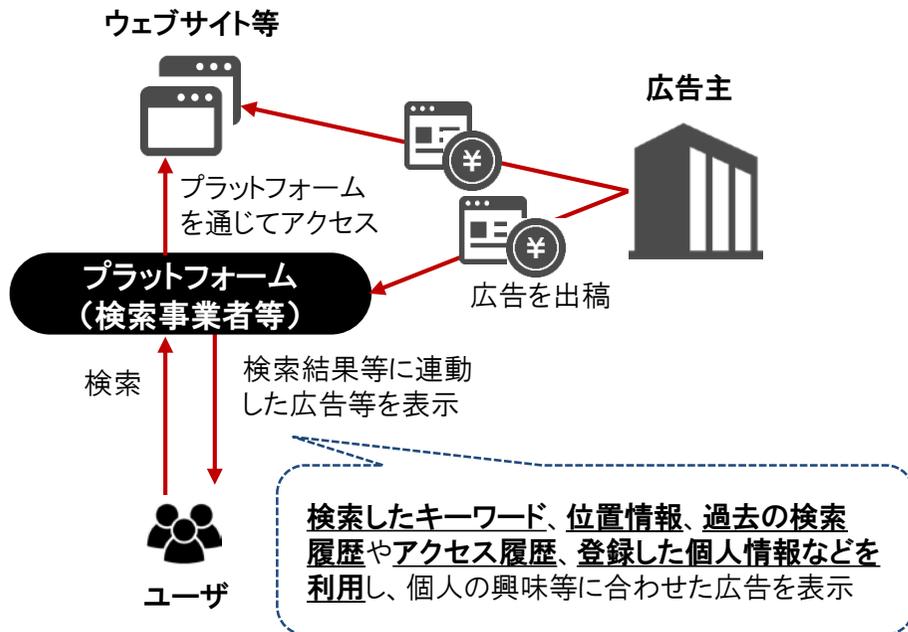
EU文書(「欧州のためのオンラインプラットフォーム及びデジタル単一市場の機会及び挑戦」)(2016年5月)

- ・例示：オンライン広告、検索エンジン、ソーシャルメディア、アプリケーション配信プラットフォーム、通信サービス等。
- ・特徴：(1) **大規模なデータの収集、処理、編集**により新たなビジネスを創出し、**新たな市場を作り上げる能力を有する**。
- (2) **多面市場で事業を行う**が、各市場における**コントロールの程度は様々**である。
- (3) **「ネットワーク効果」による便益を受ける**。
- (4) **情報通信技術を利用し、瞬時かつ容易に利用者に到達する**。
- (5) データ収集等の重要価値の利用、戦略的依存の構築等で、**デジタル分野の価値創出において重要な役割を担う**。



- **プラットフォームは位置情報や過去の履歴等、利用者の様々な情報を収集・利用**しており、それらの情報を利用したターゲット広告の配信等を事業として営む場合が存在。プラットフォームが保有する個人の情報を組み合わせる際などに、**利用者側でどのように使用されているかを十分に把握できないことがある。**
- プラットフォームサービスでは、無料のサービスと有料の広告配信を組み合わせ提供しているサービス等があり、**無料のサービスを通じて利用者情報等を収集し、ターゲティング広告等に利用しているケース**がある。

利用者情報の収集・利用の概念図 (検索連動型広告の場合)



インターネット広告費の推移



(出典) 電通「日本の広告費」より総務省作成

検討の視点… ①プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護、②オンライン上のデータやサービスの連携促進、③プラットフォームサービスを巡る国際的な潮流との制度的調和

プラットフォームサービスの範囲…プラットフォームサービスは多様化が急速に進展しており、各レイヤにまたがって多様な業態・領域によりサービスが提供されている現状を把握し、分析の射程を検討

① 利用者利益の保護

- プラットフォーム事業者が収集・蓄積する情報について分類し、現行規律の適用関係を整理

現行規律の適用状況等を踏まえつつ、プラットフォーム事業者が収集・蓄積する利用者情報の保護の在り方を検討

② データやサービスの連携促進

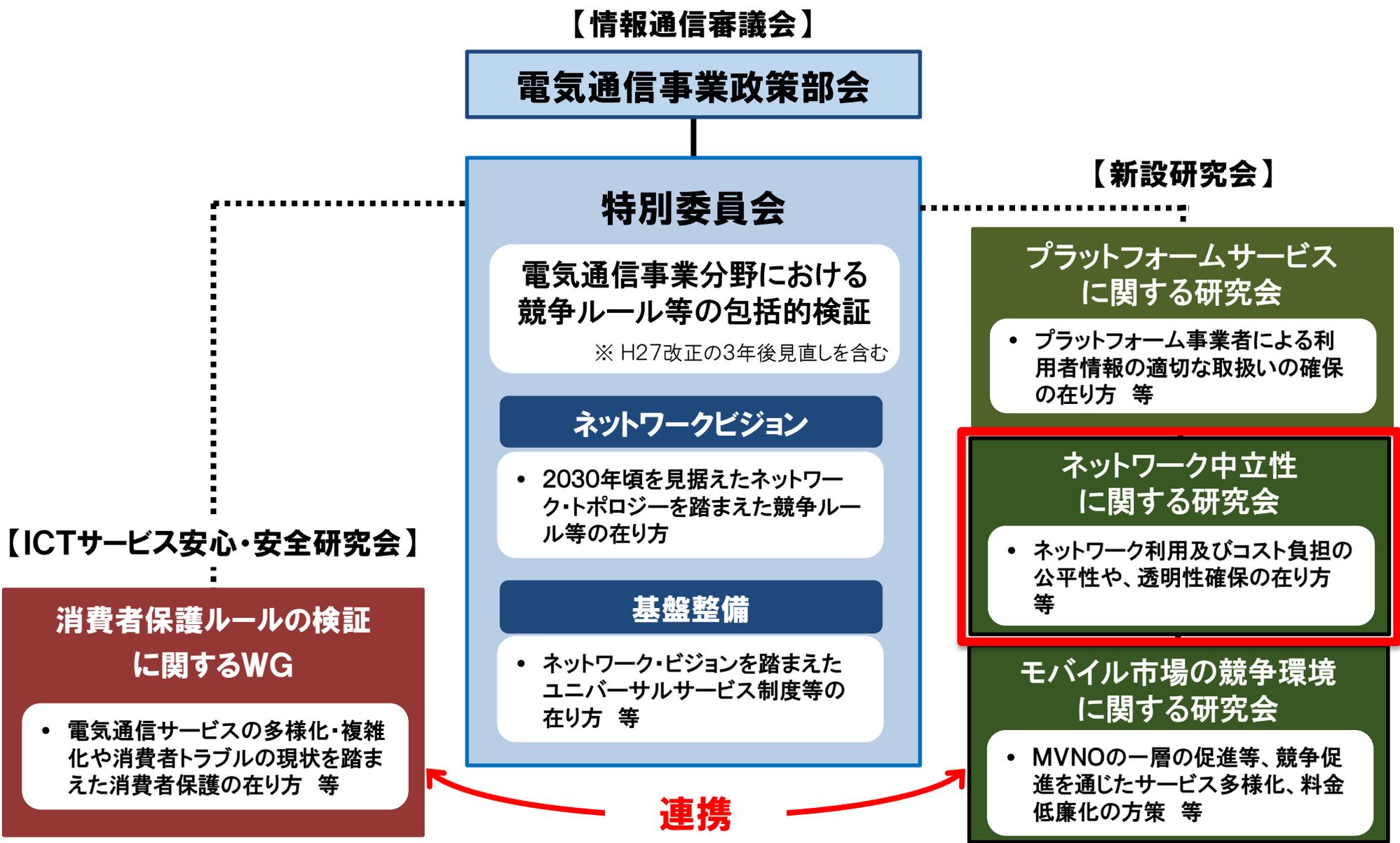
- プラットフォーム事業者が提供するID認証システムを活用した「ID連携」や国内外のトラストサービス(電子署名、利用者認証、タイムスタンプ等)の実態等について整理・把握

我が国のトラストサービスの在り方及び海外諸国との相互運用を確保する方策等を検討

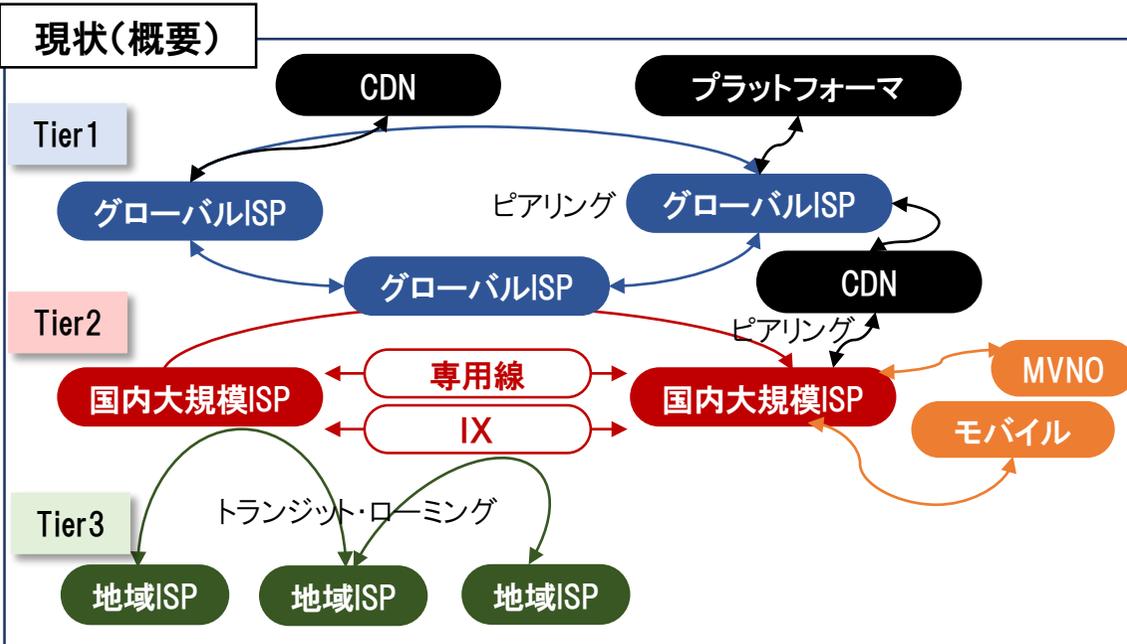
③ 国際的な潮流との制度的調和

- EUにおける一般データ保護規則(GDPR)の施行、eプライバシー規則案の策定
- 米国カリフォルニア州消費者プライバシー法(CaCPA)の施行
- 電気通信事業法においては通信の秘密等に関する域外適用の規定はない。

国際的なプライバシー等の保護の潮流等を踏まえつつ、現行の電気通信事業法の規律が及ばないプラットフォーム事業者等を念頭に法令の適用、運用・執行の在り方を検討



- インターネットは、「Tier1」、「Tier2」、「Tier3」からなる「**階層構造**」が**基本**。近時は、動画トラフィックの増大等に対応して、**CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)**が登場する等、**関係主体が多様化**。
- トランジット費用やインフラ整備を初めとする**コスト負担**や**ネットワークの利用条件**は、主に事業者間の相対取引で決まっており、**明確なルールは存在しない**。今後、動画配信サービスの進展等により、ネットワークの増強が見込まれるところ、**増大するコスト負担**や**利用の公平性の確保**が課題。



コスト負担の公平性の確保

- リッチコンテンツの急激な増加等に対応する**コストが大幅に増大する可能性**。

ネットワーク利用の公平性の確保

- ネットワーク利用における**優遇措置はどのような場合に許容されるのか**。

ネットワークの中立性を確保するための三原則(ネットワークの中立性に関する懇談会(2007年))

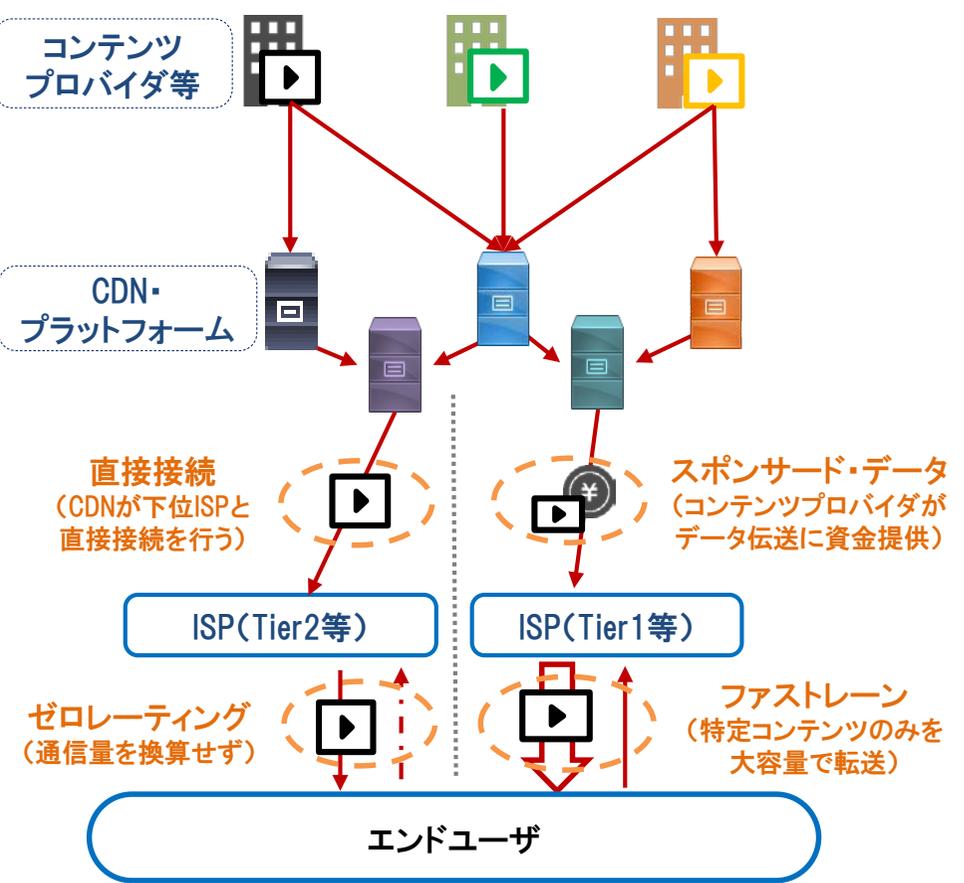
「自律・分散・協調」を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、**インターネットを利用するすべてのステークホルダにとっての利益の最大化が図られることが必要**であり、

- 1) 消費者がネットワーク(IP網)を柔軟に利用して、**コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能**であること
- 2) 消費者が法令に定める技術基準に合致した**端末をネットワーク(IP網)に自由に接続**し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- 3) 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを**適正な対価で公平に利用可能**であること

の3要件を基本原則とし、当該要件に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されている。

- 通信ネットワークを通じて提供されるプラットフォームサービスでは、自らのサービスの提供速度を速くすることや自らのサービスを利用する際の通信料金を引き下げること等を通じて、競争上優位に立つことが可能。
- 動画配信サービスなどプラットフォームが関与するサービスが全体トラフィックに占める割合が大きく、ネットワークの中立性とプラットフォームサービスの在り方は密接に関連。

情報流通に関するサービスの例



トラフィック (ダウンロード) に占めるサービスの割合

カテゴリ別シェア		サービス別シェア	
1	動画視聴 57.7%	NETFLIX	15.0%
2	WEB閲覧 17.0%	HTTP MEDIA STREAM	13.1%
3	ゲーム 7.8%	YOUTUBE	11.4%
4	ソーシャル 5.1%	RAW MPEG-TS	4.4%
5	マーケットプレイス (アプリマーケット等を含む) 4.6%	HTTP (TLS)	4.1%

【エリア別順位】

アメリカ	欧州・中東・アフリカ	アジア太平洋
1 NETFLIX	1 YouTube	1 HTTP Media Stream
2 HTTP Media Stream	2 NETFLIX	2 Facebook
3 Raw MPEG-TS	3 HTTP Media Stream	3 NETFLIX
4 Amazon Prime	4 Amazon Prime	4 HTTP
5 YouTube	5 QUIC	5 HTTP(TLS)

(出典) SANDVINE “The Global Internet Phenomena Report”(2018年10月)

① 基本的視点

- インターネットの在り方(インターネットの特長、インターネットエコシステムの維持、利用者の権利(公平な利用等)の保証、競争の確保、目指すべき均衡点等)
- 「ネットワーク中立性」が確保されるための要素・基本的な考え方(環境の変化を踏まえた従前の「三原則」の有効性検証など)
- 本研究会における検討スコープ(CDN等の多様な取り組み等を踏まえつつ、the Internetへのアクセスサービスを中心に議論)

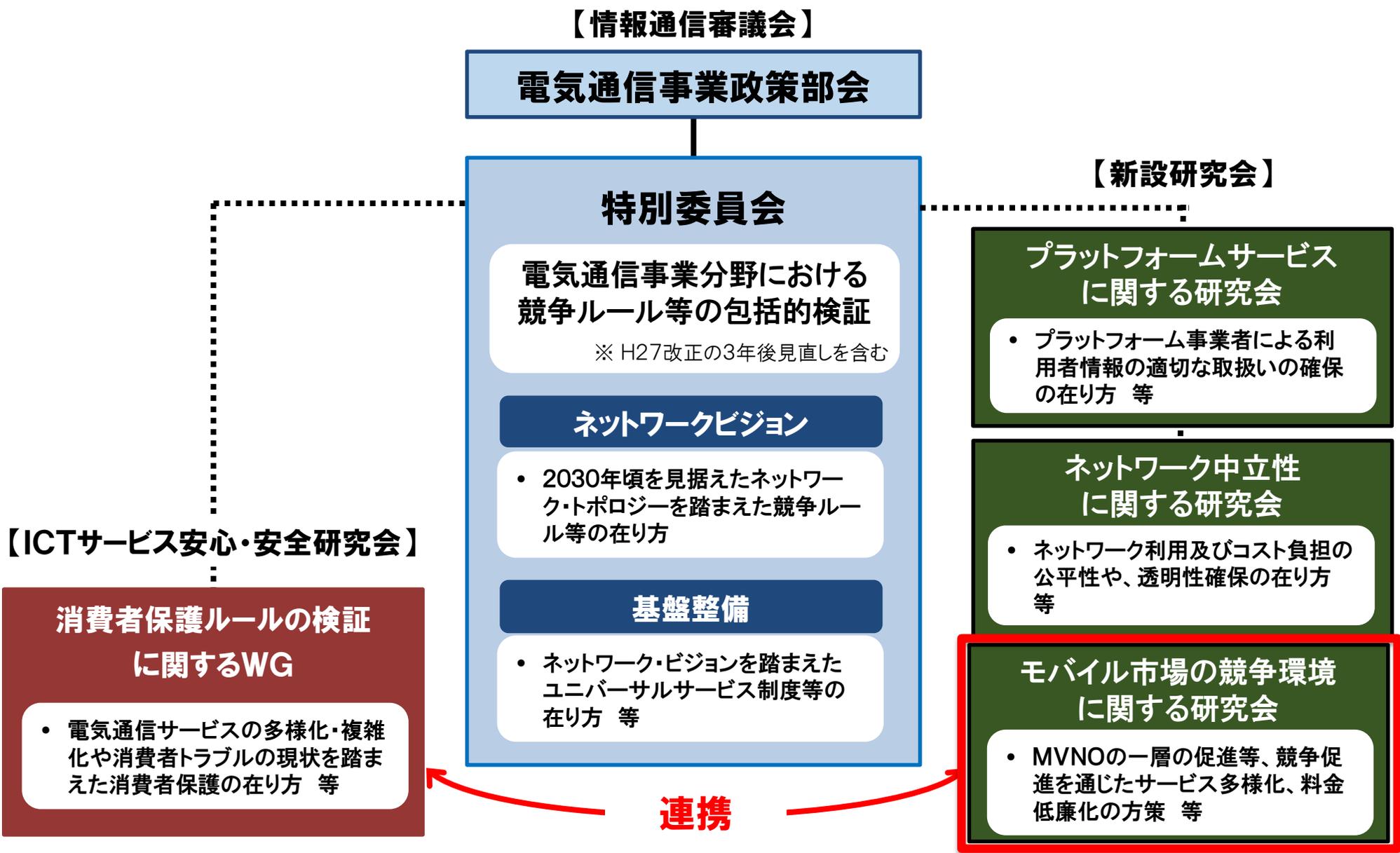
② 具体的検討項目

①プラットフォームレイヤー・コンテンツレイヤーを含むレイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境の確保、②イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進、③十分な情報に基づく消費者の選択の確保を図るため、ネットワークの利用及びコスト負担の公平性の観点から、以下の項目について検討。

- トラヒックの優先制御(対象サービス、技術的条件、運用の検証)、適切なネットワーク管理(平時及び非常時のトラヒックの混雑への対応)についての整理(通信の秘密との関係性の整理を含む)
- ゼロ・レーティングやスポンサードデータ等に関するルール(利用者・社会にとっての価値・便益、利用者の権利や競争に与える影響、消費者・事業者に対する情報提供・説明責任の在り方)
- 技術革新及び通信技術を活用した新たなサービスの登場を見据えた、ネットワークへの持続的な投資を可能とする仕組みの形成、各ステークホルダー間の費用分担の在り方(必要性)

③ 「ネットワーク中立性」を確保・維持するための仕組み

- 「ネットワーク中立性」確保のためのルールの在り方(法的規制、自主規制、共同規制、市場原理(競争)を通じた確保、関係者の関与の在り方など)
- 事業者による消費者や他の事業者に対する情報公開の在り方
- 「中立性」の確保状況の検証に必要となるデータと、その収集・分析・検証体制



- 議論を進めるに当たり、モバイル市場の競争環境に関する検討を行うに際しての基本的な視点を共有することが有用ではないか。
- 電気通信事業法の目的や過去の検討における問題意識を踏まえると、大きく分けて次の3つの視点が考えられるのではないか。

・利用者が自らのニーズに合ったサービス・端末を選択できる環境にあるか。
・利用者による自由な事業者選択を阻害する要因はないか。
・利用者が利用しやすい料金でサービスが提供されているか。

**利用者のニーズに
合ったサービス・端末
の選択の確保**

**事業者間の公正な
競争の促進による
利用者利益の確保**

・MVNOを含めた事業者間の公正な競争環境が確保されているか。

**技術進歩の成果を
利用者が享受できる
環境の確保**

・最新の技術を利用したサービスが広く利用可能となっているか。

(参考)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

1. 事業者間の競争条件に関する事項

- MVNOを含めた事業者間の公正な競争条件確保の観点から、**接続料の算定方式**についての見直しが必要ではないか。
- IoT向けサービスの提供主体の多様化が期待される中、MVNOにおいても**IoT向けサービス**を柔軟に提供できるような措置について検討が必要ではないか。

2. 利用者の理解促進に関する事項

- 料金プランの複雑さなどによる**説明の長時間化・適切な選択の困難化**に対応し、利用者にとって**分かりやすい料金プラン**の在り方について検討が必要ではないか。
- 拘束期間全体での**支払総額の提示**や、**販売代理店における表示の在り方**など、利用者の理解を促進する取組について検討が必要ではないか。

3. 利用者による事業者選択に関する事項

- **スイッチングコスト**を引き下げ、利用者の自由なサービス・事業者選択を確保するため、**期間拘束及び自動更新**の在り方についての検討が必要ではないか。
- 携帯電話サービス等の**セット割引**について、複数サービスを同時に違約金なく解約できない場合があるところ、**円滑な乗換え**を可能とする措置について検討が必要ではないか。

4. 利用者料金に関する事項

- 端末の購入者に対する割引を伴わない料金プラン(**分離プラン**)の在り方など、料金プランについて、利用者による**選択可能性**という観点から検討が必要ではないか。
- **端末購入補助の適正化**について、さらに取り組むべき事項がないか検討が必要ではないか。

5. その他の検討課題

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」フォローアップ
- 将来的な検討課題(eSIM、5Gなど)

【情報通信審議会】

電気通信事業政策部会

特別委員会

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証

※ H27改正の3年後見直しを含む

ネットワークビジョン

- 2030年頃を見据えたネットワーク・トポロジーを踏まえた競争ルール等の在り方

基盤整備

- ネットワーク・ビジョンを踏まえたユニバーサルサービス制度等の在り方 等

【新設研究会】

プラットフォームサービスに関する研究会

- プラットフォーム事業者による利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方 等

ネットワーク中立性に関する研究会

- ネットワーク利用及びコスト負担の公平性や、透明性確保の在り方 等

モバイル市場の競争環境に関する研究会

- MVNOの一層の促進等、競争促進を通じたサービス多様化、料金低廉化の方策 等

【ICTサービス安心・安全研究会】

消費者保護ルールの検証に関するWG

- 電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえた消費者保護の在り方 等

連携

携帯電話(MNO / MVNO)

固定(光ファイバ)

契約前(勧誘)

① 代理店の**独自の大幅な端末値引や高額キャッシュバック等**について、**消費者の正確な理解や利用者間の公平性**から問題ではないか。(MNO)

② 電気通信事業者及び代理店の**消費者に誤認を与える広告表示**について、一層の取組の検討が必要ではないか。(MNO,MVNO,FTTH等)

③ 利用者にとって**不要なオプションや大容量プランへの加入**を強く勧める代理店が存在。(MNO,MVNO)

④ **光回線の電話勧誘**に関する苦情が依然多い。(FTTH)

→ **代理店の不適切な営業活動への対策**について検討が必要ではないか。

契約時・契約後

⑤ 携帯ショップでの**待ち時間・手続き時間の長時間化**について、要因を分析するとともに、**説明手順の効率化、わかりやすい料金プランの提供**などの検討が必要ではないか。(MNO)

⑥ 料金プランが実態に合わないケースも多いことから、**利用中**等の**適切な情報提供**の検討が必要ではないか。(MNO等)

⑦ **高齢者の契約トラブルが多く発生**していることに鑑み、販売現場における **一層の消費者保護**の検討が必要ではないか。また、**高齢者等のリテラシー向上策**の検討も必要ではないか。(MNO,MVNO,FTTH等)

その他

⑧ **個人と変わらないような契約トラブルを訴える法人**も多いことから、説明義務等の対象になっていない法人契約についても、**一定規模以下の法人については適用することの必要性**を検討すべきではないか。(FTTH等)

⑨ 今後の消費者保護の在り方について、**2030年頃を見据えた論点整理**もしておくべきではないか。(MNO,MVNO,FTTH等)

平成27年電気通信事業法改正の3年後見直しについて

○電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号。平成28年5月21日施行) **附則第9条**

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年(平成31年5月21日)を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考)平成27年電気通信事業法改正の改正事項**1 電気通信事業の公正な競争の促進****■ 光回線の卸売サービス等に関する制度整備**

・公正な競争環境の下で、異業種の新規参入等による多様なサービス展開を実現するため、光回線の卸売サービス等に事後届出制等を導入

■ 禁止行為規制の緩和

・様々な業種との連携を可能とし、IoT等の多様な新サービス・新事業を創出するため、移動通信市場の禁止行為規制を緩和

■ 携帯電話網の接続ルールの充実

・MVNOの迅速な事業展開を可能とし、移動通信市場の競争促進を図るため、主要事業者の携帯電話網の接続ルールを充実

■ 電気通信事業の登録の更新制の導入(合併・株式取得等の審査)

・主要事業者が、他の主要事業者等と合併・株式取得等する場合、公正競争に与える影響等を審査するため、登録の更新を義務付け

2 電気通信サービスの利用者の保護**■ 書面の交付・初期契約解除制度の導入**

・契約内容を容易に確認できるよう、契約締結書面の交付を義務付けるとともに、一定期間、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

■ 不実告知等の禁止

・料金などの利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

■ 勧誘継続行為の禁止

・勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

■ 代理店に対する指導等の措置

・代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、電気通信事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け

3 ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保**■ ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保**

・大規模な事業者等に対し、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出、会計の整理・公表義務等を義務付け